

答 申 (公 表 用)

1 審査会の結論

鹿児島県知事（以下「実施機関」という。）が本件異議申立ての対象となった公文書を不開示とした決定は、鹿児島県情報公開条例（平成12年鹿児島県条例第113号。以下「条例」という。）の解釈及び運用を誤ったものではなく、取り消す必要はない。

2 異議申立ての内容

(1) 異議申立ての経緯

本件異議申立人は、条例第5条の規定に基づき、「D組合の運営にAが行ったB組合〇〇建設に関する指導、及び県知事に〇〇計画の組合員の財産権に関する報告、協議内容 1. 〇〇が招集した会議報告 2. Aとして開発コンサルタントと協議した文書」（以下「本件請求内容」という。）との開示請求を行った。

これに対し実施機関は、「1. について 開示請求の対象としている文書は、平成6年度に県が取得、又は作成したものとされますが、保存期限を経過したため、既に廃棄しており、現に存在しません。」「その他の文書について 開示請求の対象としているA内部の情報に係る書類については、県への提出義務はなく、提出もされていないので、当該公文書は存在しません。」として不開示決定（以下「本件処分」という。）を行った。

その後、本件処分を不服として、平成18年10月26日付けで異議申立てがなされたものである。

(2) 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、「異議申立人に対して行った公文書不開示決定処分を取り消すとの決定を求める。」というものである。

(3) 異議申立ての理由

本件異議申立人が異議申立書及び意見書の中で述べている異議申立ての主たる理由は、次のとおりである。

なお、本件異議申立人から口頭による意見陳述の申立てがあったが、本事案については、本件異議申立人から提出された異議申立書及び意見書並びに実施機関の処分理由説明に基づき調査審議を慎重に行っており、本事案の争点も整理されていることなどから、本件異議申立てに係る対象公文書の開示・不開示の審査に当たって、改めて意見を聴取する必要はないと認められるため、鹿児島県情報公開・個人情報保護審査会条例（平成18年鹿児島県条例第60号）第10条第1項ただし書きの規定に基づき、口頭による意見陳述の機会を付与しなかった。

- ア 鹿児島県民の基本的な人権を守るために行政情報は開示されるべきである。
- イ 鹿児島県知事が建設大臣に提出した弁明書は事実とは異なる鹿児島市長の報告による虚偽文書となっている。
- ウ 公文書不開示決定通知書において「〇〇計画認可申請書及び鹿児島県知事が認可した〇〇計画に係る起案文書」等は平成11年度に保存期間を経過したため廃棄したと不開示理由を述べているが、行政責任を放棄した違法がある。
- エ C組合の設立から解散まで知事が全ての行政責任を負うものである。
- オ 公益通報者保護法は、公共利益の擁護を目的として違法行為、不正行為の通報者を保護する目的で制定されているが、陳情書等が提出され、違法行為、不正行為があれば行政庁は不正をたえず努力、犯罪については告発する責務がある。
- カ 〇〇計画が違法な施行のまま解散認可の行政処分が行われたことが、異議申立ての原因である。

3 異議申立てに対する実施機関の説明要旨

実施機関から提出された処分理由説明書及び口頭による説明の要旨は、次のとおりである。

(1) 開示請求に係る公文書について

異議申立人は、次の文書について開示請求を行った。

D組合の運営にAが行ったB組合〇〇建設に関する指導、及び県知事に〇〇計画の〇〇組合員の財産権に関する報告、協議内容

1. 〇〇が招集した会議報告
2. Aとして開発コンサルタントと協議した文書

(2) 不開示決定の理由

ア Aについて

Aは、D組合法の規定に基づき設立され、同法の規定及び定款に基づき、組合等の組織、事業及び経営の指導並びに連絡、その他の事業を実施している。

イ B組合について

B組合は、D組合法の規定に基づき設立された組合であり、組合員のための共同店舗の建築及びその管理等の事業を行っている。

ウ 所管行政庁について

県は、D組合法の規定によりB組合を含む組合の所管行政庁とされ、設立を認可し、定款の変更を認可し、役員の変更届又は解散届を受理し、業務、会計又は運営の状況を検査して必要な事項を命令し、又は解散命令を発動し、毎事業年度決算関係書類の提出を受ける等の権限を有している。

エ 不開示とした理由について

(ア) 「D組合の運営にAが行ったB組合〇〇建設に関する指導、及び県知事に〇〇計画の〇〇組合員の財産権に関する報告、協議内容」

「D組合の運営にAが行ったB組合〇〇建設に関する指導、及び県知事に〇〇計画の〇〇組合員の財産権に関する報告、協議内容」については、AがB組合に対して行った指導等の記録及び指導等の過程において作成した書類と思われるが、AがD組合法の規定及び定款に基づき実施している組合等の組織、事業及び経営の指導に係る書類は、A内部の情報に係る書類であり、これについてAは、県への提出義務はなく、提出もされていないので、当該公文書は存在しない。

(イ) 「1. 〇〇が招集した会議報告」

「1. 〇〇が招集した会議報告」については、A（〇〇は当時のA事務局長）に照会した結果、県担当者が当該会議に出席したことが確認できたため、開示請求の対象としている文書は、当該会議出席に係る出張復命書に含まれていたものと推測されるが、現在、保存されていない。

当該出張復命書が編綴されていたと思われる平成6年度の「復命書」について、保存文書管理票によると、「復命書」の保存期間は1年と記載されているため、当該公文書も1年保存とされていたものと推測されることから、保存年限経過文書として、平成8年度頃に廃棄されたものと思われる。

よって、当該公文書は、平成6年度に県が取得、又は作成したものと思われるものの、保存期限を経過したため、既に廃棄されており、現に存在しない。

(ウ) 「2. Aとして開発コンサルタントと協議した文書」

「2. Aとして開発コンサルタントと協議した文書」については、B組合への指導等に関連して、Aが行ったとされる当該組合が関与した〇〇事業の関係者との協議結果の文書と思われるが、AがD組合法の規定及び定款に基づき実施している組合等の組織、事業及び経営の指導に係る書類は、A内部の情報に係る文書であり、これについてAは、県への提出義務はなく、提出もされていないので、当該公文書は存在しない。

4 審査会の判断

(1) 審査の経過

審査会は、本件異議申立てについて、以下のような審査を行った。

年 月 日	審 査 の 経 過
-------	-----------

平成18年11月13日	諮問を受けた。
12月20日	実施機関から処分理由説明書を受理した。
12月28日	異議申立人に処分理由説明書を送付し、意見書の提出を求めた。
平成19年6月28日	諮問の審議を行った。
7月24日	諮問の審議を行った。(実施機関から本件処分の理由等を聴取)
8月20日	諮問の審議を行った。
9月10日	諮問の審議を行った。
10月23日	諮問の審議を行った。

(2) 審査会の判断

審査会は、本件請求内容について審査した結果、以下のとおり判断する。

ア B組合、A及び実施機関との関係について

(ア) B組合

B組合は、D組合法に規定する組合であり、組合員のための共同店舗の建築及びその管理等の事業を行うため、設立されたものである。

(イ) A

Aは、D組合法に基づき設立されたものであり、同法及び定款の規定に基づき、B組合をはじめとする組合等の組織、事業及び経営の指導並びに連絡その他の事業を実施している。

(ウ) 所管行政庁

実施機関は、D組合法の規定によりB組合をはじめとする組合の所管行政庁とされている。

主な権限として、組合等の設立の認可、毎事業年度の決算関係書類の受理等がある。

イ 本件請求内容に係る文書の内容及び性格

本件請求内容に係る文書は、上記3の(1)のとおりであるが、このうち、「D組合の運営にAが行ったB組合〇〇建設に関する指導、及び県知事に〇〇計画の〇〇組合員の財産権に関する報告、協議内容」については、AがD組合法の規定及び定款に基づき実施している組合等の組織、事業及び経営の指導の記録及び当該指導の過程において作成した書類であり、実施機関の説明のとおり、A内部の情報が記載されたものであると認められる。

また、「1. 〇〇が招集した会議報告」については、県担当者が当該会議に出席していたのであれば、当該会議に係る出張復命書に含まれていたものと認められる。

さらに、「2. Aとして開発コンサルタントと協議した文書」については、B組合に対する指導等に関連して、Aが行ったとされる当該組合が関与した〇〇事業の関係者との協議結果の文書と認められ、当該文書については、AがD組合法の規定及び定款に基づき実施している組合等の組織、事業及び経営の指導の記録及び当該指導の過程において作成した書類であり、実施機関の説明のとおり、A内部の情報が記載されたものであると認められる。

ウ 本件請求内容に係る文書の存否

(ア) 「D組合の運営にAが行ったB組合〇〇建設に関する指導、及び県知事に〇〇計画の〇〇組合員の財産権に関する報告、協議内容」

上記の文書は、Aの内部の情報に係るものであり、これらについて、D組合法の規定に基づく県への報告義務はなく、報告もされていないので、当該文書は存在しないとの実施機関の説明に不自然な点は認められない。

(イ) 「1. 〇〇が招集した会議報告」

a 保存期間について

本庁の各課で作成・取得した公文書については、鹿児島県文書規程（昭和60年訓令第10号）第36条第2項に保存期間を定める基準として示されている別表第3を参考に、同条第3項により各課の長がファイルごとに保存期間を定めることとなっている。

上記(イ)に係る文書は、出張復命書であり、実施機関の文書管理表において、「職員（大分類）－服務（中分類）」の中の一項目として保存期間を1年と取扱うこととしていたものと認められる。

b 不存在について

上記(イ)に係る文書は、平成6年度に作成した公文書であるため、平成7年度1年間保存の上、平成8年度に廃棄し当該公文書は存在しないとの実施機関の説明に不自然な点は認められない。

(ロ) 「2. Aとして開発コンサルタントと協議した文書」

本件対象公文書は、Aの内部の情報に係るものであり、これらについて、D組合法の規定に基づく県への報告義務はなく、報告もされていないので、当該公文書は存在しないとの実施機関の説明に不自然な点は認められない。

なお、念のため、当審査会の事務局職員をして、文書管理の状況や公文書の実際の保存状況を確認させたところ、実施機関の説明のとおり状況であったことから、本件請求内容に係る文書は存在しないものと認められる。

エ その他の主張

異議申立人は、C組合の設立から解散まで知事が全ての行政責任を負うものである等についても主張しているが、これは開示請求制度とは別の問題であることから、当審査会では判断しない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。